

公道実証実験を行うに当たって道路に当たらないとされるための考え方

道路交通法上の「道路」とは

■ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）
- ② 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車道（https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000002.html参照）
- ③ 一般交通の用に供するその他の場所

- ✓ ③に当たる場所については、一定の措置を講ずることによって、その場所が一般交通の用に供されていないと評価できれば、その措置を講じている間は③に当たらず、道路交通法上の「道路」に当たりません
- ✓ ③に該当するか否か、③に該当する場合に、③に該当しないと評価されるために講ずるべき措置については、当該場所の交通の状況や構造等を考慮して、当該場所を管轄する都道府県警察により個別具体的に判断されます

一般交通の用に供さないこととするために講じる措置の例

■ 場所の交通の状況や構造等に応じて、以下のいずれか又は複数の措置を講じ、実験実施場所を一般交通の用に供さないこととする必要があります

- 車両が通行する場所について
 - ・ 柵やコーン等によって一般車両の通行を遮断する
- 歩行者が通行する場所について
 - ・ 柵やコーン等によって遮断する
 - ・ 誘導員を配置し、当該場所から一般交通を排除するという管理者の意思を明確にする方法により遮断する
 - ・ シールやテープによって一般交通を排除する場所やルートを示した上で、看板等（例：「通らないください」、「このルートでは〇〇の実証実験を実施しています」等の文言を記載した看板）により、当該場所を一般交通の用に供さないこととする管理者の意思を明確にするという方法により遮断する
- 車両と歩行者の双方が通行する場所について
 - ・ 上記の措置を組み合わせる



次ページを参考にしつつ、管轄の都道府県警察に御相談ください

過去の事例

一般交通の用に供するその他の場所に当たらないと判断された事例

- 公園
 - ✓ 自動車の通行には管理者の許可が必要であり、車両止め防護柵やゲートが設置されている
 - ✓ 通り抜けがほとんどなく、公園利用者の通行がほとんど（不特定多数の通行があるといえない）

一般交通の用に供するその他の場所に当たると判断された事例

- 公園
 - ✓ 駅付近に所在し、公園利用者だけではなく、周辺の商業施設や企業へ通り抜けする者が多い
- 私道
 - ✓ 進入口に金属製のポール（可動式）が設けられているものの、閉鎖されていない部分も存在
 - ✓ 部外者の立入りを禁止する旨の表示がなされているものの、現に不特定多数の歩行者や車両が通行している状況

措置を講ずることにより一般交通の用に供するその他の場所でないとして判断された事例

【事例1】

A駅周辺の歩行者デッキにおける実証実験

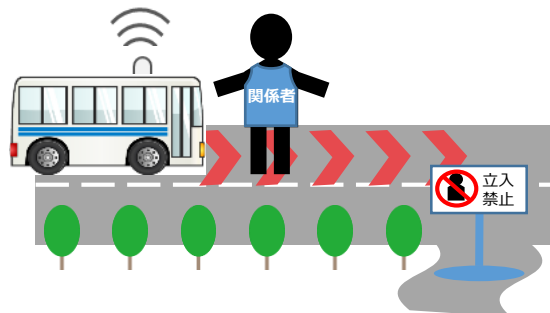
- ・看板やコーンによって走行エリアを明示
- ・前後左右に配置された保安要員が走行エリア内を実験車両とともに移動



【事例2】

B商業施設の歩行者デッキにおける実証実験

- ・走行コースの路面に赤色テープを貼付
- ・歩行者が侵入し得る境界地点に、看板を設置
- ・車両の前に配置された保安要員が車両とともに移動/コースの両端にスタッフが常駐



【事例3】

C展示場の車寄せ付近における実証実験

- ・走行エリアの周囲を柵で覆い、車両や歩行者等の侵入を遮断

